

衛生センターから料金改定のお知らせ

令和元年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、廃棄物処理に必要な経費も影響を受けるため、10月1日より下記の手数料について改定いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

●し尿収集手数料

区分	内容	現行 9月30日まで	改定後 10月1日から
し尿収集手数料 基本料	収集量200Lまで	1,080円	1,100円
し尿収集手数料 加算額	収集量200Lを超えた場合、20L毎に加算	108円	110円
特別加算金 (ホース延長料)	ホース延長30mを超えた場合、20m毎に加算	216円	220円
特別加算金 (仮設トイレ料)	町道等に面する最終民家から1kmを超えた場合に加算	3,240円	3,300円

※加算額20L毎及びホース延長料20m毎の端数は切上となり、合計金額の10円未満は四捨五入となります。

●浄化槽汚泥処理手数料及びごみ処理手数料（衛生センター持込）

区分	内容	現行 9月30日まで	改定後 10月1日から
浄化槽汚泥 処理手数料	搬入量10L当り	48円	49円
ごみ処理手数料 (センター持込)	搬入量10kg当り	52円	53円

※浄化槽汚泥10L毎及びごみ10kg毎の重さの端数は切上となります。

※個人で引越などにより出た大量のごみを直接、衛生センターに持込を希望する場合は、必ず居住地の役場廃棄物担当課に連絡して下さい。

【ごみの搬入時間は、平日9時から16時まで】

問合せ先
松前郡福島町字千軒 31-1
渡島西部衛生センター
電話 (0139) 47-2201